

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令

物品調達審議委員会規程（昭和47年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 本庁審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 用品調達基金の運用に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 地方審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 用品調達基金の運用に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 本庁審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>2 地方審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。